

農業関係における 各種補助制度について

大町市では、農業等の生産性の向上と活性化を図るために、
予算の範囲内で各種補助金を交付しています。



大町市役所 地域振興部 農林水産課

〒398-8601 大町市大町 3887 番地

TEL : 0261-22-0420 (代表)

URL : <http://www.city.omachi.nagano.jp>

大町市農業等総合振興支援事業補助金

園芸振興事業

●園芸生産機械整備事業

対象経費	補助対象者	補助率等
生産物の販売を目的として団体（農業者3人以上）が共同で使用する生産機械の購入に要する経費。 ただし、栽培面積が50a以上。	生産団体	1／2以内 限度額70万円

●園芸生産施設整備事業

対象経費	補助対象者	補助率等
販売を目的として園芸作物（市長が定める重点品目）を栽培するためのパイプハウス（施設面積が1a以上）の設置に要する経費。	農業者、生産団体及び農地所有 適格法人	1／2以内 限度額70万円

●果樹改新植事業

対象経費	補助対象者	補助率等
①苗木補助 ブルーベリー・ぶどう・りんごわい化樹・栗の改新植を行う場合の苗木購入に要する経費 ②設備補助 ぶどう・りんごわい化樹用支柱等の新設に要する経費。 ただし、設置面積は2a以上。	出荷目的で栽培する農業者	①苗木補助 1/2以内、 限度額2,000円/本 ②設備補助 1/2以内、限度額50万円

●園芸生産振興事業

対象経費	補助対象者	補助率等
販売目的で園芸作物(市長が年度ごとに示す園芸振興作物重点品目に限る)の新植に要する経費。 ただし、栽培面積が10a以上。 ①資材費 ②肥料費 ③農薬費	農業者、生産団体及び農地所有 適格法人	1／4以内 限度額10万円

遊休農地対策事業

●遊休農地荒廃防止支援事業

対象経費	補助対象者	補助率等
遊休農地の荒廃地化を防止するため、景観形成作物などにより農地の有効利用転換を図る事業に要する経費。ただし、1圃場につき3年以内の助成とし、実施規模がまとまりのある30a以上の圃場。(山村振興地域は、10a以上)	生産団体	10aあたり7万円以内 総事業費の3／4を超えない範囲

農作業維持体制構築事業

対象経費	補助対象者	補助率等
米及び土地利用型作物（麦・大豆・そば・なたね）の栽培に要する機械作業の受託に係る経費。	認定農業者又は集落営農等の農業者団体及び農業協同組合で2ha以上の機械作業を受託した者。	総面積により定められた金額以内 15a未満の圃場については、10aあたり2,000円（限度額10万円）を加算

地域特産加工事業

対象経費	補助対象者	補助率等
自ら生産する農産物等の加工施設の建設（改修含む）又は加工に伴う機械及び備品の購入に要する経費。	・農地所有適格法人 ・以下に該当する団体 1) 3戸以上の農業者で構成されている 2) 代表者の定めがある 3) 組織及び運営に関する規約が定められている	1/2 以内 限度額 200 万円 (事業費下限 20 万円)

環境保全型農業推進事業

対象経費	補助対象者	補助率等
有機農産物の日本農林規格（有機 JAS）による生産工程管理者の認定及び信州の環境にやさしい農産物認証のための認定期間に支払う経費。	有機農法に取り組む農業者	1 / 3 以内 限度額 5 万円

農作物被害防止事業

●有害鳥獣等被害防止事業

対象経費	補助対象者	補助率等
有害鳥獣から農作物の被害を防止するために設置した防護柵・音波発生装置の設置に要する経費。（人件費は除く）	市内において農地を耕作するもの。 連続する農地に防護柵等を同時期に共同で設置しようとする2以上の耕作者（連続する農地への一体的な設置に限る。）	①電気柵…1 / 2 以内、限度額1 耕作者につき1年度 15 万円 ②電気柵以外の柵…1 / 3 以内、限度額1 耕作者につき1年度 3 万円 ③音波発生装置…1 / 2 以内、限度額1 耕作者につき1年度 15 万円

●新規狩猟免許取得事業

対象経費	補助対象者	補助率等
新規に狩猟免許を取得するための経費	新規免許取得者免許取得者で猟友会加入者（予定者を含む。）かつ有害鳥獣捕獲従事予定者	10 / 10

●新規銃猟者確保事業

対象経費	補助対象者	補助率等
新規に鉄砲所持許可を取得するための経費	新規銃猟免許取得者で猟友会加入者（予定者を含む。）かつ有害鳥獣捕獲従事予定者	10 / 10 限度額 3 万円

●猟友会員確保対策事業

対象経費	補助対象者	補助率等
猟友会員として狩猟を行うための経費	猟友会加入者かつ有害鳥獣捕獲従事者	10 / 10

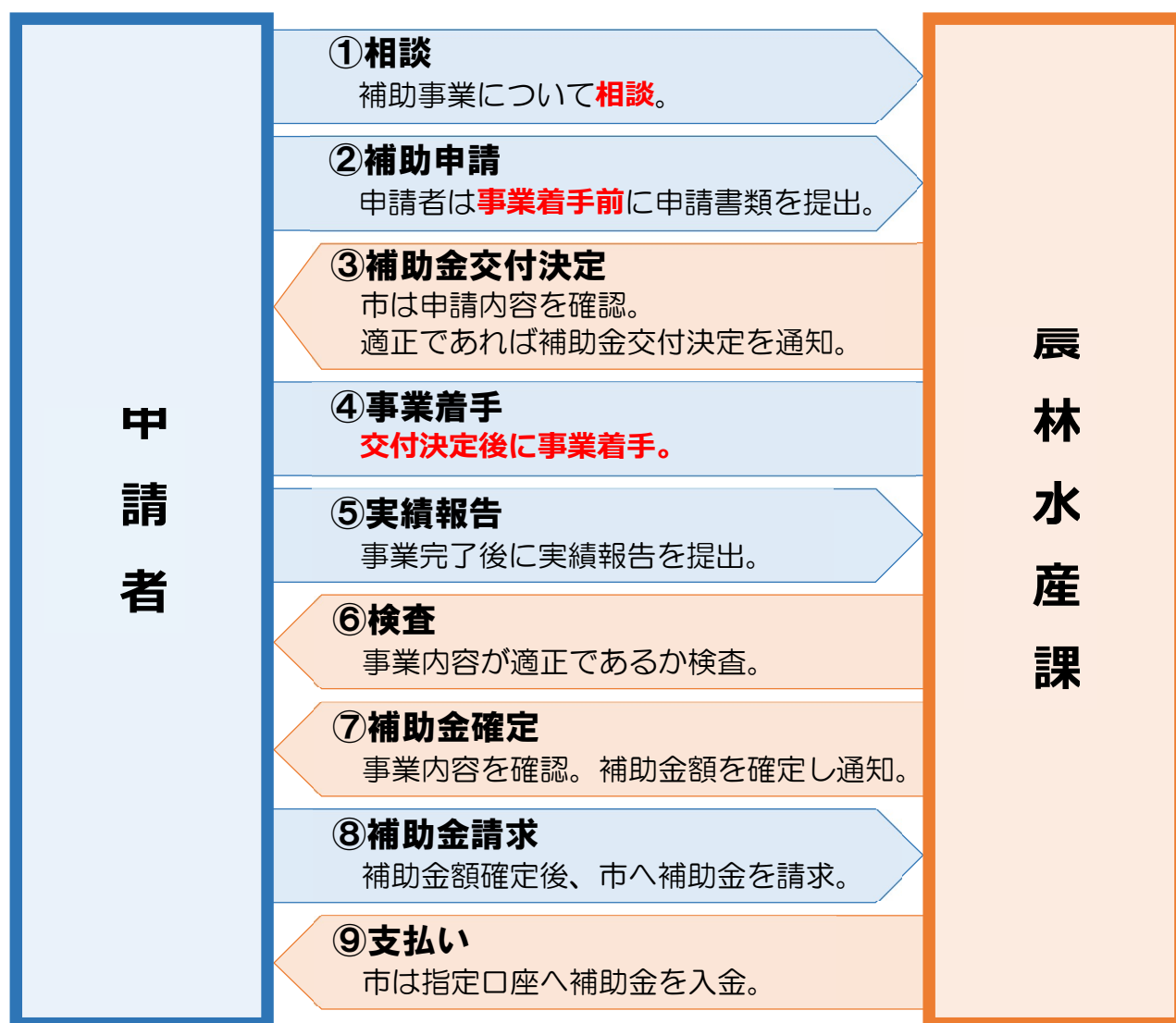
就農者育成事業

●就農促進支援事業

対象経費	補助対象者	補助率等
新規就農者が営農用の機械及び資材購入に要する経費	新規就農者で就農後1年以内の者	営農用機械及び資材購入費の1 / 2 限度額 30 万円

- ・補助事業の一部を抜粋して掲載していますので、この他にも補助事業がございます。
- ・記載の内容以外に要件のある場合もございます。また、対象経費や対象者など内容が変更となる場合もございますので、詳しくは農林水産課までお問い合わせください。

◎補助申請について



⚠ 次の点にご注意ください ⚠

①補助申請は事業着手前に！

補助事業は、申請して交付決定された後に着手となります。補助申請前に事業着手してしまうと受付できません。必ず、事業着手前に申請してください。

②補助金には限度があります！

補助金は予算の範囲内での交付となります。基本的には年度内であれば随時受付できますが、予算の状況によっては、受付できない場合もございます。

補助事業の活用を検討している方は、まずはご相談ください。